

御浜町福祉医療費助成対象者のみなさまへ

令和5年9月受診分から、未就学児の医療費の窓口無料化(現物給付)の対象地域を拡大し、新宮市内医療機関等も対象になります。

【拡大対象医療機関等：新宮市内の医科、歯科、調剤薬局】

窓口無料化に対応していない医療機関等がありますので、別紙の一覧表や、町ホームページでご確認ください。

現在、未就学児(6歳到達年度末まで)の子どもの医療費について、三重県内の医療機関等窓口で支払いをせずその場で助成を受けることができる窓口無料化(現物給付)を実施しています。令和5年9月受診分から対象地域を拡大し、新宮市内の医療機関等も対象になります。ただし、受診前に窓口無料化の制度を利用できる医療機関等であるか、ご確認をお願いします。特に、国民健康保険の方は一部の医療機関等のみとなりますので、ご注意ください。

病院に行くときは…

次の**2つ**を持って病院を受診してください。
(毎回提示が必要です)

- ・福祉医療費受給資格証
- ・保険証

医療費が高額になりそうなときは

- ・限度額適用認定証（国民健康保険加入者の方）



◇この場合は窓口無料になりません◇

- ・三重県および新宮市以外の医療機関等、または窓口無料化に対応していない医療機関等を受診したとき
※窓口無料化の制度をご利用できない場合は、従来通りの償還払い方式で助成します。
- ・現物給付用の受給資格証と保険証を窓口で提示しなかったとき
- ・限度額適用認定証を窓口で提示しなかったとき（国民健康保険加入者のみ）

◇医療費助成の対象外のもの◇

- ・保険適用外のものや入院時の食事代や差額ベッド代
- ・幼稚園、保育所、学校でのケガ等、日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となるもの
- ・交通事故など第三者行為による治療

★お願い★

*町外へ転出する場合は、受給資格証を速やかに返還してください。

*受給者の健康保険証が変更になっている場合は、新しい保険証を持って、御浜町役場健康福祉課で手続きを行ってください。受給資格証の記載内容に変更が生じた場合も変更手続きをお願いします。